

法令 No.7 使用者等の義務①

第57回(2012年)

問15 実効線量の算定の結果に関する次の文章の [A] ~ [C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「前号による実効線量の算定の結果、[A] を始期とする1年間についての実効線量が [B] を超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む文部科学大臣が定める期間の [C] (前号により [A] を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。) を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。

- イ 集計年月日
- ロ 対象者の氏名
- ハ 集計した者の氏名
- ニ 集計対象期間
- ホ [C]

	[A]	[B]	[C]
1	1月1日	20ミリシーベルト	預託実効線量
2	1月1日	50ミリシーベルト	累積実効線量
③	4月1日	20ミリシーベルト	累積実効線量
4	4月1日	50ミリシーベルト	預託実効線量
5	4月1日	50ミリシーベルト	累積実効線量

問16 測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 排水設備の排水口及び排水監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業を開始した後には、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
 - B 作業室及び管理区域の境界における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業を開始した後には、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
 - C 排気設備の排気口及び排気監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業を開始した後には、排気する都度(連続して排気する場合は、連続して)行うこと。
 - D 廃棄作業室における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業を開始した後には、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD ⑤ CとD

問17 外部被ばくによる線量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 実効線量当量を測定すること。
 - B 預託実効線量を測定すること。
 - C 1センチメートル線量当量を測定すること。
 - D 70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。
- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD ⑤ CとD

問18 放射線の量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 下限数量に1,000を乗じて得た数量以下の密封された放射性同位元素のみを取り扱うときの放射線の量の測定は、作業を開始した後には、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
 - B 廃棄物埋設地を設けた廃棄事業所の境界における放射線の量の測定は、すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
 - C 作業を開始する前に1回、事業所外において人が居住する区域の放射線の量の測定を行うこと。
 - D 密封された放射性同位元素を固定して取り扱う場所であって、取扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定しているときの放射線の量の測定は、作業を開始した後には、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- 1 AとB 2 AとC ③ AとD 4 BとC 5 CとD

問 19 放射線障害予防規程に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。
- B 放射性同位元素の運搬を委託された者は、委託された運搬を行う前に、放射線障害予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。
- C 届出貸業者（表示付認証機器のみを賃貸しようとする者に限る。）は、賃貸の業を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。
- D 届出使用者は、放射線障害予防規程を変更したときは、変更の日から30日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。

1 ABCのみ 2 ABのみ ③ ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問 20 教育訓練に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目又は事項について十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

- A 放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者に対しては、教育及び訓練を行うことを要しない。
- B 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らないものに対しては、取扱等業務を開始する前に行う教育及び訓練は、項目は定められているが、時間数は定められていない。
- C 放射線業務従事者に対する教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後には1年を超えない期間ごとに行わなければならない。
- D 見学のため管理区域に一時的に立ち入る者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について施すこと。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ ④ CDのみ 5 BCDのみ

問 21 放射線業務従事者に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断の方法としての検査又は検診のうち、医師が必要と認める場合に限り行う部位又は項目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
- B 皮膚
- C 甲状腺
- D 眼

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ ④ Dのみ 5 ABCDすべて

問 22 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置に関する次の文章の ～ に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

- 「(1) 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、への立入時間の短縮、の禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要なを行うこと。
- (2) 放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な等の適切な措置を講ずること。」

- 1 放射線施設 立入り 保健指導
- ② 管理区域 立入り 保健指導
- 3 放射線施設 立入り 健康診断
- 4 管理区域 取扱い 健康診断
- 5 放射線施設 取扱い 健康診断

問 23 放射性同位元素のみを継続して使用している許可使用者が備えるべき帳簿の記載に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の使用に係る帳簿は、毎年3月31日に閉鎖し、閉鎖後4年間保存し廃棄した。
- B 放射性同位元素の使用に係る帳簿に、使用の年月日、目的、方法及び場所を記載した。
- C 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練に係る帳簿に、実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名を記載した。
- D 放射線施設の点検に係る帳簿に、点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名を記載した。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ ④ BCDのみ 5 ABCDすべて